

明治安田グローバル次世代防衛株式ファンド (年2回決算・資産成長型) / (毎月決算・予想分配金提示型)

追加型投信 / 内外 / 株式



※年2回決算・資産成長型がNISA対象です。
※販売会社によっては、お取扱いが異なる場合があります。



本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

<委託会社> 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号

設立年月日:1986年11月15日

資本金:10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:23,507億円

(資本金・運用純資産総額は2026年3月31日現在)

〔ファンドの運用の指図等を行います〕

<受託会社> 三菱UFJ信託銀行株式会社

〔ファンドの財産の保管および管理等を行います〕

委託会社への照会先

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787

(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

委託会社のホームページは
[こちらからご覧頂けます。](#)



明治安田グローバル次世代防衛株式ファンド(年2回決算・資産成長型)および明治安田グローバル次世代防衛株式ファンド(毎月決算・予想分配金提示型)の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2026年6月29日に関東財務局長に提出しており、2026年7月15日にその届出の効力が生じております。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
資産成長型	追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年2回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし
予想分配金提示型					年12回 (毎月)			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人資産運用業協会ホームページ(URL:<https://www.imaj.or.jp/>)で閲覧が可能です。

▶NISAの取扱いについて

資産成長型は、NISAの「特定非課税管理勘定(成長投資枠)」の対象です。

※販売会社によって取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。
なお、予想分配金提示型はNISAの対象ではありません。

※ファンドの名称について

正式名称	略称
明治安田グローバル次世代防衛株式ファンド(年2回決算・資産成長型)	資産成長型
明治安田グローバル次世代防衛株式ファンド(毎月決算・予想分配金提示型)	予想分配金提示型

*上記各ファンドを個別あるいは総称して「当ファンド」、または「各ファンド」ということがあります。

1. ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■ ファンドの特色

● 特色①

外国投資信託証券を通じて、主として日本を含む世界の金融商品取引所に上場している(これに準ずるものを含みます。)次世代防衛関連企業*の株式(DR(預託証券)を含みます。)等を主要投資対象とします。

- ・当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ・外国投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。

■当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は以下の通りです。

ファンドの名称	主要投資対象
ケイマン籍外国投資信託証券(円建て) グローバル・ディフェンス・テクノロジー・ファンド	世界の株式(日本を含む)
明治安田マネープール・マザーファンド	日本の公社債等

※上記投資信託証券をそれぞれ「外国投資信託証券」、「マザーファンド」ということがあります。

※各投資信託証券については、後述「■追加的記載事項」をご参照ください。

*次世代防衛関連企業とは、世界の防衛産業においてイノベーションを牽引し、産業構造の中長期的な成長の恩恵を受ける企業を言います。なお、非人道兵器*の製造に関連する企業への投資は行いません。

※非人道兵器とは、クラスター爆弾、対人地雷、生物兵器、化学兵器、劣化ウラン弾兵器などです。

●特色②

運用にあたっては、定量分析等で絞り込んだ投資候補銘柄群から、ボトムアップアプローチによるファンダメンタルズ分析を通じて、割安かつ成長が期待できる銘柄を選定します。

●特色③

外国投資信託証券の運用はニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シーが行います。

▶ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シーについて

ニューバーガー・バーマン・グループ・エル・エル・シーの100%子会社です。ニューヨークを拠点に、世界各地のネットワークを駆使し、機動的かつ効率的なポートフォリオ運営を行っています。

●特色④

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

●特色⑤

資産成長型と予想分配金提示型の2つのファンドからご選択いただけます。

<資産成長型>

年2回(3月、9月の各16日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

<予想分配金提示型>

毎月16日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

原則として、計算期末の前営業日の基準価額*に応じて、以下の金額の分配を目指します。ただし、決算日にかけて基準価額が急激に変動した場合等には、以下の通りの分配金額が支払われないことがあります。

※基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。

毎計算期末の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当たり、税引前)
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※基準価額に応じて、分配金額は変動します。基準価額が上記の各水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を続けるというものではありません。

※分配金を支払うことにより基準価額は下落します。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

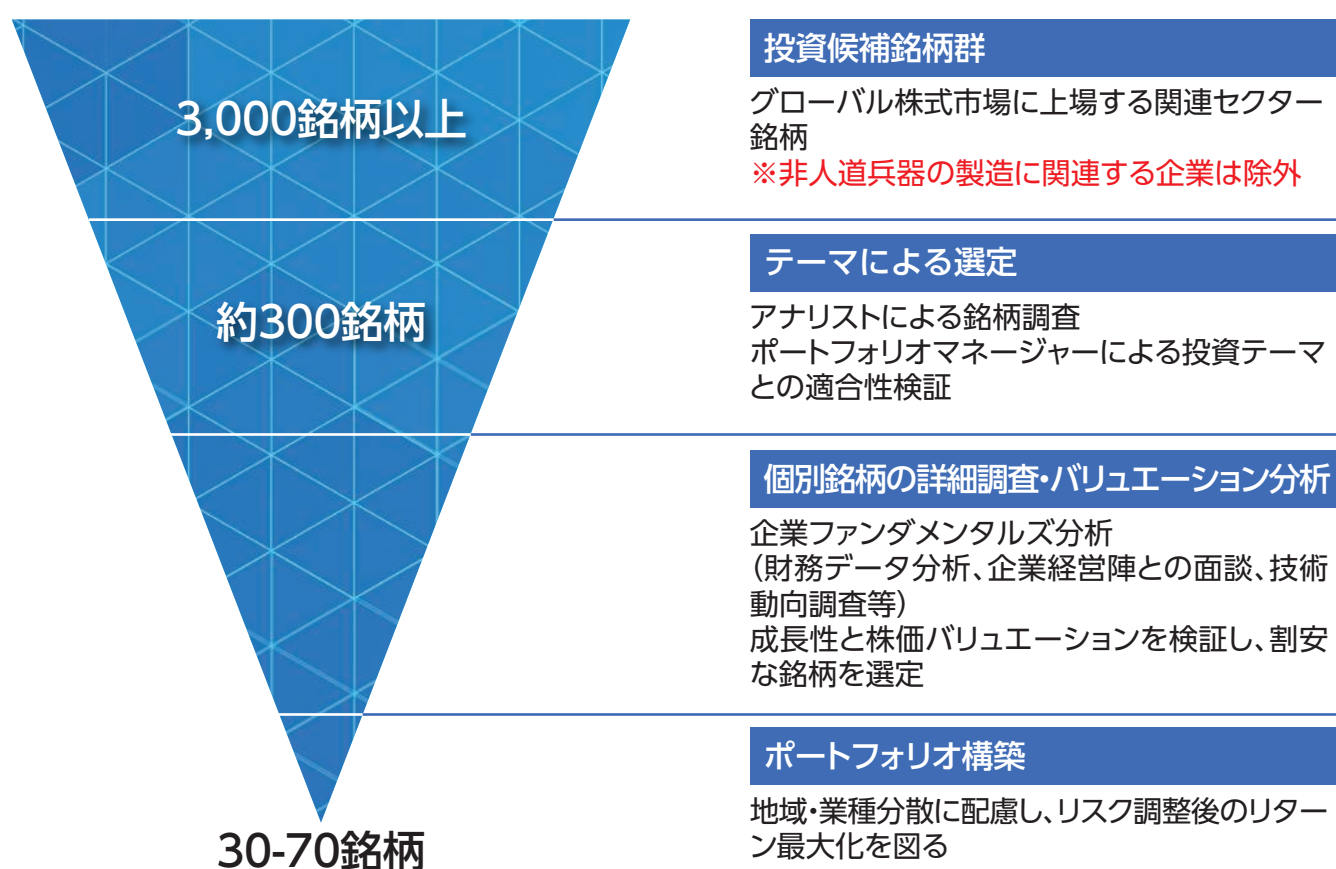
※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

■ 運用プロセス

<外国投資信託証券の運用プロセス>

定量分析等で絞り込んだ投資候補銘柄群から、ボトムアップアプローチによるファンダメンタルズ分析を通じて、割安かつ成長が期待できる銘柄を選定します。



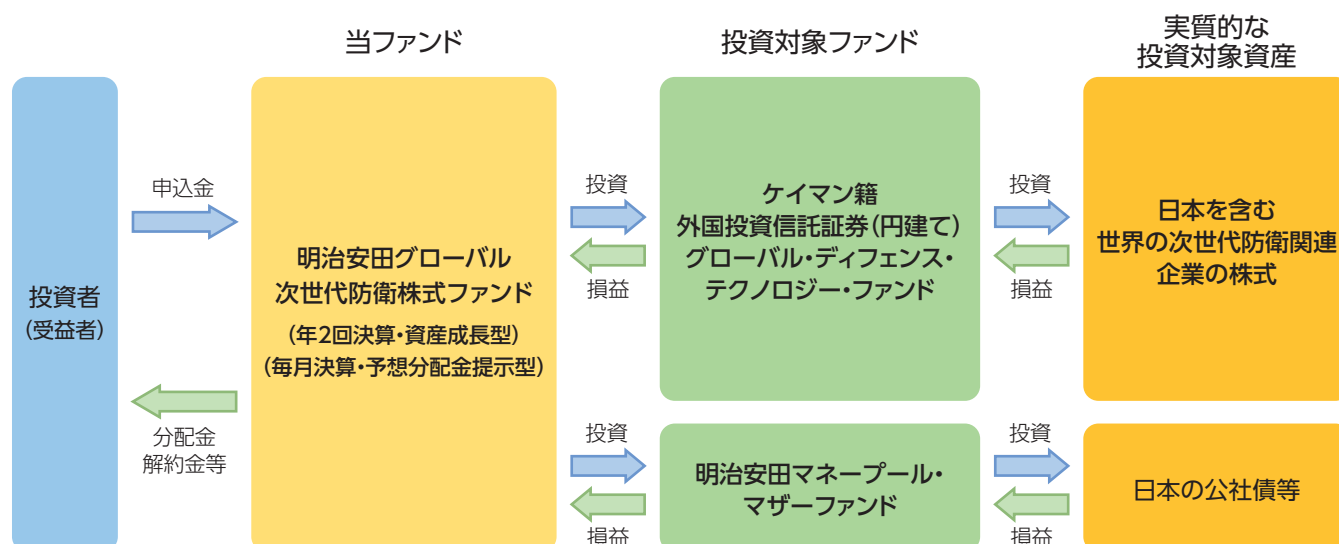
出所：ニューバーガーの資料をもとに明治安田アセットマネジメント作成

※上記は今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

■ ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券に直接投資するのではなく、株式や債券に投資する複数の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

■ 主な投資制限

■ 株式への投資割合	株式への直接投資は行いません。
■ 外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
■ 投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
■ デリバティブ取引等の使用	デリバティブ取引の直接利用は行いません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

■ 分配方針

<資産成長型>

年2回(3月および9月の各16日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、信託財産の成長に資することを目的に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

<予想分配金提示型>

毎月16日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

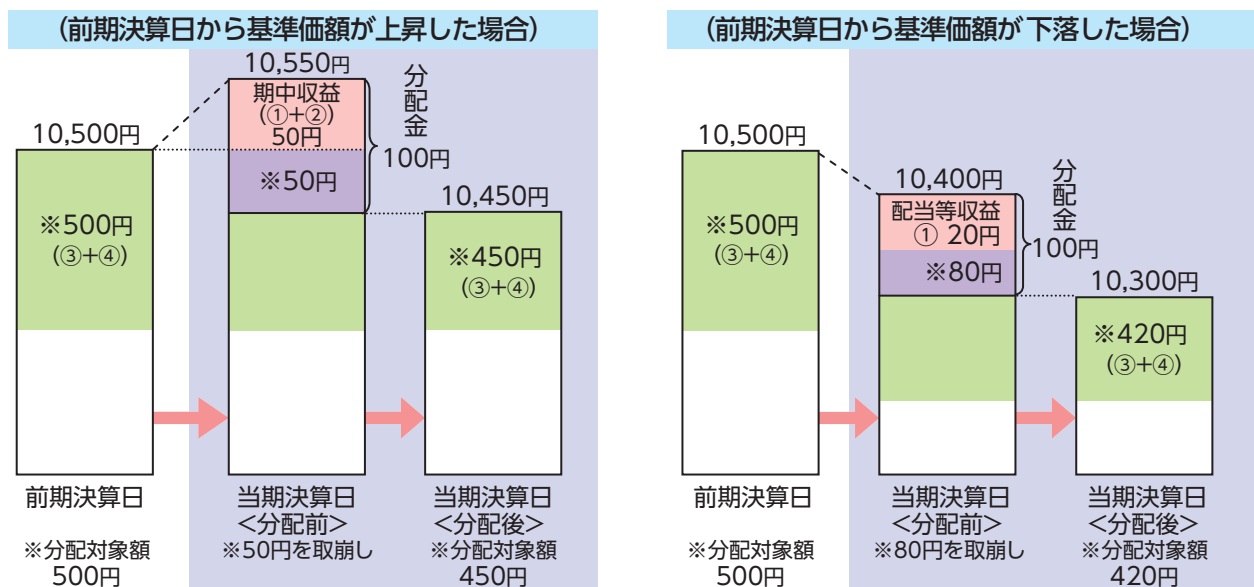
《投資信託で分配金が支払われるイメージ》



*上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。

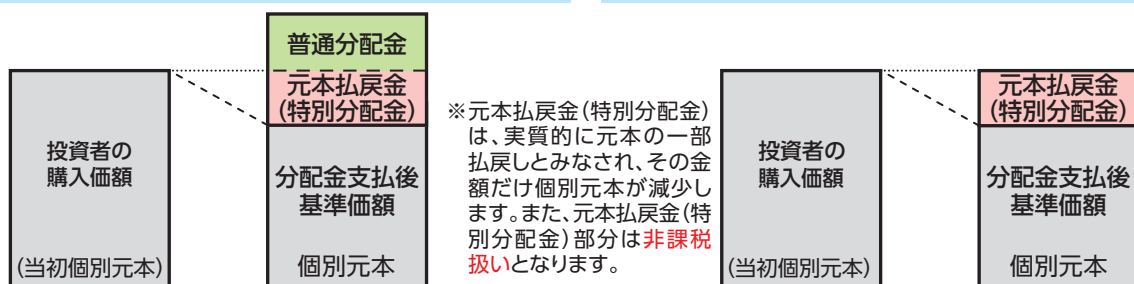
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

■ 追加的記載事項

組入投資信託証券(投資対象ファンド)の概要

有価証券届出書提出日現在、投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。
組入投資信託証券(投資対象ファンド)については、内容に変更が生じることがあります。

ファンド名	グローバル・ディフェンス・テクノロジー・ファンド
形態	ケイマン籍外国投資信託証券(円建て)
設定日	2026年7月30日
基本方針および 主要投資対象	主として、日本を含む世界各国の取引所等に上場している次世代防衛関連企業*の株式(預託証券(DR)を含みます。)に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。 *次世代防衛関連企業とは、世界の防衛産業におけるイノベーションを牽引し、産業の構造的成長から業績面で恩恵を受ける企業をいいます。
投資態度	1. 投資銘柄は、次世代防衛関連企業の中から、ファンダメンタルズ分析を通じて成長性や株価バリュエーションを精査した上で選定します。 2. 株式への投資割合は、原則として高位を維持します。 3. 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	1. 一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 2. デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。 3. レバレッジを活用した取引(レンディング、レポ取引を含む)および売建て(ショート)取引は行いません。 4. 非人道兵器の製造に関連する企業に投資は行いません。
決算日	6月最終営業日
運用報酬	純資産総額に対して年率0.60%程度
申込・換 手 数 金 料	ありません。
管理・事務費用	ファンドにおいては、その運用資産を保管する保管銀行が提供する運用資産の管理・保管業務等および監査法人が提供する監査業務の対価として事務管理費用が同ファンド内で実費でかかります。
その他費用	有価証券の売買にかかる費用・税金、臨時で発生する費用、その他の税金等が実費でかかります。
関係法人	運用会社：ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー 受託会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)・リミテッド 保管会社・事務代行会社 ：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン

※上記のケイマン籍外国投資信託証券(円建て)は今後設定される予定のため、費用等の内容は変更される場合があります。

フ ァ ン ド 名	明治安田マネープール・マザーファンド
形 態	国内籍親投資信託(追加型／国内／債券)
設 定 日	2011年11月30日
信 託 期 間	無期限
運用の基本方針 と主な投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投 資 態 度	1. 国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債、社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、CD、CPを主要投資対象とします。 2. ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。 3. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投 資 制 限	1. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 2. 外貨建資産への投資は行いません。 3. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
決 算 日	原則として、毎年10月15日(休業日の場合は翌営業日)
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 費 用	ありません。
申 込 手 数 料	ありません。
換 金 手 数 料	ありません。
関 係 法 人	委託会社：明治安田アセットマネジメント株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

※前記の内容は、有価証券届出書提出日現在の情報に基づくものであり、今後変更になる場合があります。

※資金動向、市況動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

前記の組入投資信託証券(投資対象ファンド)の概要に記載されていない事項についても、一般社団法人資産運用業協会が定めるファンド・オブ・ファンズへの組入投資信託証券(投資対象ファンド)にかかる要件を満たしております。

2. 投資リスク

■ 基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

<主な変動要因>

株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
特定業種の銘柄に投資するリスク	ファンドは、特定業種(次世代防衛関連企業)の銘柄に投資するため、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広い銘柄に分散投資する場合と比べてファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。取引の相手方に債務不履行等が起こった場合、その影響を大きく受け、ファンドの基準価額を大幅に下げる要因となります。
流動性リスク	有価証券等を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

※基準価額の変動要因は前記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

■ リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

<流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

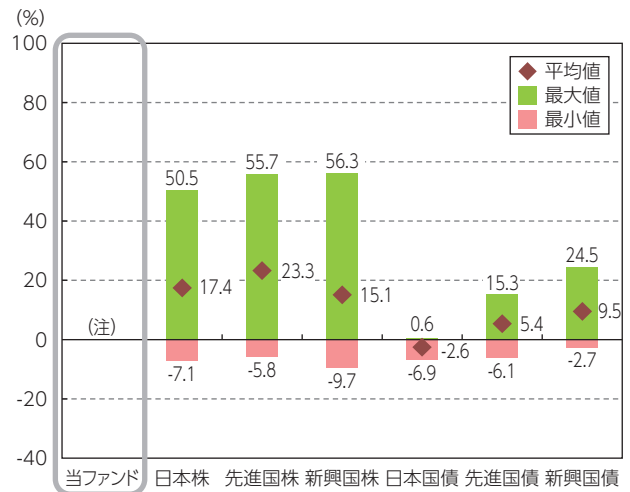
参考情報

当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

(注)当ファンドは、2026年7月30日設定予定ですので、
該当データがありません。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2021年4月～2026年3月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

(注)当ファンドは、2026年7月30日設定予定ですので、該当データがありません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社JPX総研又は 株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村フィデューシャリー・リサーチ& コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)海外指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

※各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、適法性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご覧ください。

3. 運用実績

(注)当ファンドは、2026年7月30日から運用を開始することを予定しています。

2026年3月31日現在

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4. 手続・手数料等

■ お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購 入 価 額	①当初申込期間：1口当たり1円とします。 ②継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに販売会社が受付を完了した分を当日の申込みとします。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	下記のいずれかに該当する場合には、購入・換金の申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・換金代金の支払い等に支障をきたす可能性があるとして委託会社が判断して定める日
購入の申込期間	①当初申込期間：2026年7月15日から2026年7月29日まで ②継続申込期間：2026年7月30日から2027年12月15日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設けることがあります。
購入・換金申込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他合理的な事由(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等を含みます。)があると委託会社が判断したとき、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金申込を取消すことがあります。
ス イ ッ チ ン グ	各ファンド間でスイッチングが可能です。 ※販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。 詳しくは販売会社へお問い合わせください。

信 託 期 間	無期限(2026年7月30日設定)
繰 上 償 還	主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなったときは、繰上償還を行います。信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、その他この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	<資産成長型> 3月、9月の各16日(休業日の場合は翌営業日) <予想分配金提示型> 毎月16日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	<資産成長型> 年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 <予想分配金提示型> 年12回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※各ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンド5,000億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 https://www.myam.co.jp/
運 用 報 告 書	3月および9月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ※資産成長型は、NISAの「特定非課税管理勘定(成長投資枠)」の対象です。 販売会社によって取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。予想分配金提示型は、NISAの対象外です。 なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更されることがあります。

■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.3%(税抜3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用
(信託報酬)

ファンドの純資産総額に対し、年1.188%(税抜1.08%)の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

<内訳>

配分	料率(年率)
委託会社	0.385%(税抜0.35%)
販売会社	0.77%(税抜0.7%)
受託会社	0.033%(税抜0.03%)
投資対象とする投資信託証券*1	0.6%程度*2
実質的な負担*1	1.788%(税抜1.68%)程度

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする投資信託証券	投資対象とする投資信託証券における、管理会社・投資顧問会社、受託会社・事務代行会社、保管銀行等への報酬等
実質的な負担	—

*1 有価証券届出書提出日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。

*2 投資対象ファンドの信託報酬となります。このほか以下の費用等が投資対象ファンドから支払われます。そのため上記の信託報酬を実質的に上回ります。

- ・組入有価証券の売買手数料
- ・事務管理費用
- ・臨時で発生する費用
- ・投資信託財産に関する租税 等

(前記は運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。)

そ の 他 の 費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0055%(税抜0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。
---------------------------	---

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して……………20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して…20.315%

※上記は2026年3月31日現在のものです。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合

一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出型年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

(参考情報) ファンドの総経費率

交付目論見書作成時点において当ファンドの運用報告書が存在しないため該当事項はありません。

明治安田アセットマネジメント